

## 地方公共団体の監査委員等

地方公共団体の監査委員の業務は、（１）定期的業務と（２）臨時的業務に大別できます。定期的業務では、定期監査、例月出納監査、決算審査、そして基金運用状況の審査があり、市町村の財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかを監査します。

臨時業務では、行政監査、臨時監査などがあり、事務執行が合理的かつ効率的かを監査することもあります。

いずれにおいても、監査委員の専門性を高めるという見地からも、税理士の専門的職能が地方公共団体の監査制度の公正、効率化に資するものと期待されます。

そこで、東北税理士会では、各地方公共団体にあて地方公共団体監査委員等への税理士の起用を要望していくとともに、健全な地方公共団体の運営に協力していきます。